

1 議 事 日 程

[平成21年太宰府市議会 予算特別委員会]

平成21年3月16日

午前 10 時 00 分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第27号 平成21年度太宰府市一般会計予算について
日程第2 議案第28号 平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について
日程第3 議案第29号 平成21年度太宰府市老人保健特別会計予算について
日程第4 議案第30号 平成21年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について
日程第5 議案第31号 平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について
日程第6 議案第32号 平成21年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
日程第7 議案第33号 平成21年度太宰府市水道事業会計予算について
日程第8 議案第34号 平成21年度太宰府市下水道事業会計予算について

2 出席委員は次のとおりである（20名）

委員長	清水 章 一 議員	副委員長	力 丸 義 行 議員
委員	原 田 久美子 議員	委員	藤 井 雅 之 議員
〃	長谷川 公 成 議員	〃	渡 邊 美 穂 議員
〃	後 藤 邦 晴 議員	〃	橋 本 健 議員
〃	中 林 宗 樹 議員	〃	門 田 直 樹 議員
〃	小 柳 道 枝 議員	〃	安 部 啓 治 議員
〃	大 田 勝 義 議員	〃	安 部 陽 議員
〃	佐 伯 修 議員	〃	村 山 弘 行 議員
〃	田 川 武 茂 議員	〃	福 廣 和 美 議員
〃	武 藤 哲 志 議員	〃	不 老 光 幸 議員

3 欠席委員は次のとおりである

な し

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（32名）

市 長	井 上 保 廣	副 市 長	平 島 鉄 信
教 育 長	關 敏 治	総 務 部 長	石 橋 正 直
協働のまち 推進担当部長	三 笠 哲 生	市民生活部長	関 岡 勉
健康福祉部長	松 永 栄 人	建設経済部長	木 村 洋
会計管理者併 上下水道部長	古 川 泰 博	教 育 部 長	松 田 幸 夫
総務・情報課長	木 村 甚 治	経営企画課長	今 泉 憲 治
管 財 課 長	轟 満	協働のまち 推進課長	大 藪 勝 一
市 民 課 長	木 村 和 美	税 務 課 長	新 納 照 文

納税課長兼 特別収納課長 人権政策課長兼 人権センター所長 高齢者支援課長	鬼木 敏 光 津 田 秀 司 古 野 洋 敏	環境課長	蜷 川 二三雄
国保年金課長	木 村 裕 子	福祉課長	宮 原 仁
都市計画課長	神 原 稔	保健センター所長	和 田 敏 信
上下水道課長	宮 原 勝 美	子育て支援課長	花 田 正 信
教務課長	井 上 和 雄	観光・産業課長	山 田 純 裕
生涯学習課長	古 川 芳 文	施設課長	大 江 田 洋
監査委員事務局長	井 上 義 昭	学校教育課長	松 島 健 二
		文化財課長	齋 藤 廣 之

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	白 石 純 一	議事課長	田 中 利 雄
書記	浅 井 武	書記	花 田 敏 浩
書記	茂 田 和 紀		

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（清水章一委員） ただいまから休会中の予算特別委員会3日目を再開いたします。

本日は平成21年度太宰府市一般会計予算の歳入18ページの1款1項1目から始めます。

環境課長。

○環境課長（蜷川二三雄） 失礼いたします。

3月12日の当委員会で説明いたしました予算書141ページ、4款2項2目塵芥処理費の美化センター関係費、15節工事請負費の営繕工事について説明させていただきます。

営繕工事のうち、プラント営繕工事としまして1,642万7,000円、内容は不燃ごみ供給コンベヤーのエプロンパン、チェーンの取りかえと破砕機の補修、消耗部品の取りかえが主なものでございます。それにシュレツダー類の取りかえ工事210万円、避雷針工事の328万円を見込みまして、合計2,197万5,000円を上げさせていただいております。先日の説明の中で水処理施設等の改修が含まれると申し上げましたが、私の誤りでございましたので、おわびの上、訂正をさせていただきます。済みませんでした。

また、計画的に進めてまいりますプラント営繕工事の今後の予定といたしましては、平成22年度に粗大ごみ供給コンベヤーのエプロンパン、チェーンの取りかえ、金属圧縮機のコンベヤーの取りかえ、破袋コンベヤーのベルト、ストーカーゴムの取りかえ、可燃物搬送コンベヤーのベルト、ストーカーゴムの取りかえ、平成23年度には磁選機の取りかえ、破砕機の補修、手選別コンベヤーのベルト、ストーカーゴムの取りかえなど、平成21年度と同程度の費用で行ってまいりますこととしております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 後で質疑がありましたら、歳入歳出全般のときに、また質疑をしてください。

18ページのほうの歳入の1款の市税のほうに入ります。1項市民税について、市民税1目、2目について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2項固定資産税について、1目、2目について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 続きまして、3項、4項について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 5項都市計画税、6項入湯税について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 20ページです。

1款市税、7項歴史と文化の環境税について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） それから、1款市税、廃項、特別土地保有税。1款のこの廃項について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2款地方譲与税に入ります。1項自動車重量譲与税、1目について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 同じく2項地方道路譲与税、1目地方道路譲与税について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3款に入ります。利子割交付金、1項1目について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 4款配当割交付金、1項1目について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 5款、6款、7款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 24ページ、25ページに入ります。

8款の自動車取得税交付金について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 9款地方特例交付金に入ります。1項地方特例交付金、2項特別交付金について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次進みます。

11款、12款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 26ページ、27ページです。

12款分担金及び負担金について入ります。2項負担金、1目総務費負担金、2目民生費負担金、3目教育費負担金について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 13款に入ります。使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、2目民生使用料について質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） ここに上下水道事業会計の庁舎使用料として年間約850万円、こういうずっと上下水道事業会計から使用料をいただいているんですが、以前も質問をして検討したいということで出ていたんですが、もう本当に今庁舎が狭くなってきたんですね。それで、この商工会の横の公有地、そこをげたばきみたいな1階は駐車場にして、上下水道部をですね、やはり独立させるという部分を有吉さん、それから佐藤さんが市長の時にもお聞きしたこともあるんですが、検討したいという形が再三あったんですが、当時の段階では大体6億円から7億円ぐらいでできるんじゃないかという話もあったんですね。一般質問でもしましたが、水道下水道の今の預金関係の中で検討はできないのかどうか、以前検討したのがそのまま浮いた状況になっていますが、今後この庁舎もですね、以前できたときは、この4階も含めてですが、これだけOA機器が入ったために、場所的にも困難さがあるんですが、その辺も、そしてある一定そこをつくれば、別に会議室もできると思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 市長。

○市長（井上保廣） 今ご指摘の点につきましては、今日までも何度か試みといいたいでしょうか、建設について必要であれば、建設するとすれば、こういった形がいいのかというふうなことで検証をいたしました。しかしながら、現在については今手狭になっておることは事実でございますけれども、将来の道州制でありますとか、4市1町の合併問題でありますとか、あるいはもろもろの問題等々がある、あるいは今以上に膨らむのかどうかというふうなことも含めて、よく検証した中でこれを行いたい。やるというふうな姿勢に立てば、これは今の状況からいたしますとできないことはないというふうに思っておりますが、まずもっては市民の福祉向上といいたいでしょうか、その辺にあと一、二年等々については軸足を置くべきだというふうに思っておりますので、そこを最大として、その後の状況を見て判断をしていきたいというふうに思います。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） じゃ、次に入ります。

同じく13款使用料、1項使用料の3目、4目、5目、6目、7目について質疑はありませんか。28ページ、29ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） じゃ次に、30ページ、31ページに入ります。

13款2項手数料、総務手数料、1目、2目、3目、4目ですか。どこですか。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 7目。

○委員長（清水章一委員） 何款ですか。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 13款1項7目。

○委員長（清水章一委員） はいはい。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 1項の使用料の7目。

○委員長（清水章一委員） はい、教育使用料についてどうぞ。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 31ページの史跡地内市有地使用料51万8,000円、これのちょっと詳細を  
教えてほしいんですよ。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 史跡地を公有化しました史跡地内に使用料としていただいている内容  
は、電話柱が16本、電柱が9本及び鉄塔ですね、高圧線の鉄塔が3カ所、129㎡と128㎡、  
112㎡、それぞれ使用料としていただいておりますので、その使用料を歳入として計上させて  
いただいております。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） はい、わかりました。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） じゃ、13款の使用料及び手数料の2項の手数料に入ります。1目、2  
目、3目、4目まで質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 32ページ、33ページ、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費  
国庫負担金について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目、2目、3目、4目について  
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 36ページ、37ページです。

14款国庫支出金、3項委託金、1目、2目、3目について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 15款県の支出金に入ります。1項県負担金、1目、2目について質疑  
はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 38ページ、39ページに行きます。

15款県支出金、2項県補助金、1目、2目について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3目、4目、5目、6目について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 42ページ、43ページに入ります。

同じく15款県の支出金、3項委託金に入ります。1目、2目、3目、4目、5目、6目、7目について質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) まず、歳入とのかかわりがありまして、この国勢調査は5年に1度ですけど、来年度の国勢調査になるのかどうかですね。ここで見ますと、国勢調査、調査区設定委託金として103万円来てますし、その金額がそのまま賃金、それから委託料になっていますが、国勢調査として5年の準備のための内容なのか、まずちょっとこれを説明いただきたいと思うんですが。

○委員長(清水章一委員) 観光・産業課長。

○観光・産業課長(山田純裕) 国勢調査につきましては、平成22年度が調査時期でございます、10月1日でございます。それで、平成21年度につきましては、調査区の設定とかという準備段階の費用でございます。

以上です。

○委員長(清水章一委員) 武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) まず、国の交付金基準が大幅に変わってきたと、決算段階でも質疑をしたところですが、その後の道路認定、当然道路の面積数だとか人口規模だとかですね、いろいろ国勢調査によって大幅にこの内容が5年に1度の見直しがされると、今の国の交付税基準の変更に伴う問題で、当然道路認定なんかもされていますし、人口も増えているという状況の中で、国勢調査によって交付税の基準がある一定増額になるのか現状なのかの見通しというのは、今の段階ではわからないんでしょうか。これは総務とのかかわりがあると思うんですけどね。

それと同時に、今度のこの調査区を設定委託というのは、この調査区設定というのは、その意味がわからなくて、国勢調査のための準備なのかね、何をここで、調査区というのが表現上意味がよくわからなかったんですよ。

○委員長(清水章一委員) 観光・産業課長。

○観光・産業課長(山田純裕) この国勢調査と申しますのは、5年に1回、全国一斉に調査される調査でございます、この調査の区割りと申しますか、調査区というのが太宰府市内で二百数十区とかということで見られますけども、その区域を一つの調査区を50世帯とかということにする区割りでございます。

○委員長(清水章一委員) 武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) その人口調査というのは、そういう形で調査員を募集して来年度やるということでしょうけど、この国勢調査というのは市全体のね、財政にかかわる道路面積がどうだとか、そういうものも含めてこの国勢調査がやられると思うんですけど、ただ人口調査だけ

をやるわけじゃないでしょう。

○委員長（清水章一委員） 観光・産業課長。

○観光・産業課長（山田純裕） この国勢調査と申しますのは、家庭の状況とか、そういった調査でございますので、ちょっと私まだ交付金の云々というのはわかりませんが、要は全国一斉に基準単価、調査員割、いろいろな分の費用はこれを調査費、実施は平成22年でございますけども、今年度はその事務に携わる調査区設定ということでの費用でございますが。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 大体総務でどういうふうを考えているの。国勢調査によって大幅にいろんな部分の交付税措置とか、ここに私のほうもいただいているのは、必ずこの基準財政需要額についてはね、まず人口が基本になるでしょう。それと同時に人口があり、消防、それから道路だとか児童数だとか、これが全部の基本になるんだけどね。だから、今課長の話では人口だけの調査じゃなくて、それ以外のあなた方が出す基準財政需要額と、それから交付額の基礎になると思うんだけどね。そういうふうに私は思っているんだけど。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 当然ながら人口は交付税の算定基準にはなります。ただし、この国勢調査のこの調査については、その前準備として課長が、観光・産業課長が言いましたように、基本的に50世帯ぐらいを一つの調査区でずっとしていきますから、その地図作成のための事前調査の費用だということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから、それとあわせて基準財政需要額の内容についても内部的には見直さなきゃいかんでしょうが。常に議会が道路の認定しているとか。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 道路については、それぞれ毎年度毎年度道路台帳に基づく面積、総延長を調べておりますので、国勢調査とはまた別物だということでございます。

○委員長（清水章一委員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 済みません、5目の土木費委託金のところのですね、2節の無届実態把握調査委託金3万5,000円計上されていますけども、この無届実態把握調査というのは具体的にどういうものなのかということ、もう少し詳しく説明いただけませんか。

○委員長（清水章一委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（神原 稔） これは一定規模の土地取引にかかわる届け出を県にしなければならないんですけど、何と申しますか、知らなくてというか、そういう事例がございますので、その確認のための県からうちに来る調査のための委託金であります。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） じゃ、今土地取引ということですけども、ちょっと確認しますけども、あくまでもそれは土地取引ということであって、例えば市有地ですとか公有地を無断で何か使っているとか、そういった性質のものではないというふうに理解していいですか。

○委員長（清水章一委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（神原 稔） はい、そのとおりです。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次行きます。

44ページ、45ページ、16款財産収入、1項財産運用収入、1目、2目について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 16款財産収入、2項財産売却収入、1目について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 17款寄附金、1項寄附金、1目、2目、3目について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 46ページ、47ページ、18款繰入金、1項基金繰入金、1目について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 19款繰越金、1項繰越金、1目について質疑はありませんか。  
武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 委員長、47ページいいですか。

大変佐野の土地区画整理事業の終了、もう清算も終わっておりますが、今年度ここに1億103万円ですが、今度この部分について、この基金はどういうふうな形に佐野の区画整理が終わればですね、この基金関係はどういうふうに対応されるのかも聞いておきたいなあと。それとも、JR太宰府駅（仮称）設置及び周辺整備問題調査特別委員会が行われておりますが、JR太宰府駅設置に関する基金のほうにかえることが可能かどうか、この辺はいかがでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 佐野土地区画整理については、まだ最終的に全部終わっておりません。それは終わるまでは有効に活用したいというのが大前提にございまして、その間につきましては公債費の償還に少しずつ充てていきたいということで考えております。公債費の償還に充てることによって、一般財源を使わずに基金が有効活用できますので、そういう形で利用を

していきたいというふうに考えております。

○委員長（清水章一委員） よろしいですか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） じゃ、関連して。

○委員長（清水章一委員） はい、どうぞ。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 当初あれだけの事業をやる中で、当然区画整理は国の起債の対象になって、上下水道まで含めてやってきたんだけど、繰上償還したほうがいいのかどうか、当然区画整理について利息もそんなに高くはなかったんだけどね、こういう基金を繰上償還に充てるという方法がいいのか、それともこの基金を別の使い方にしていったほうがいいのか。あれだけ人口が増えて、固定資産税も増額になってきて、区画整理することによって、あそこの場合は高さも少し制限率も緩和されてきてね、固定資産税が入ってきて、それなりの税収につながってきているんだけどね、観世音寺地区もこういう形で区画整理して土地の評価も上がり、住宅が建ち、その部分が投資したものが長い年月で固定資産税という形で返ってきているんだけど、この基金を償還に充てるというのは、そりゃ説明はつきますけどね、別な形に振りかえる可能性とか、ほかの財源に充てることは可能かどうかということが一つです。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 基本的にこれは佐野土地区画整理事業のための基金で充てておりますので、それに関係する費用に充てるというのが当然でございます。それで、一番まず有効なのが、起債の償還に充てるのがまず有効ではないかということでございます。それで、将来的にJRとか大型事業もございませうけれども、これについては、この区画整理事業が全部終了した時点で考えるべきではないかというふうには考えております。

それと、財政調整基金のほうでも少しずつ積み立てるということも考えておまして、繰上償還については平成19年度から3年間しておりますけれども、今現在交付税の措置のある起債がかなり多ございまして、それと利率の高いものについても繰上償還で大分返しております。さらに繰上償還というのも将来的には検討すべきだというふうには考えておりますけれども、当面はこの区画整理の基金については公債費の償還のほうに充てて有効活用していきたいというふうに考えております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 一般会計の繰り入れ関係、起債もあれですが、一般財源の繰り入れが大体60億円ぐらい、60億円ぐらい繰り入れたんじゃないかなと、ね、だからあれを始めるときにも、まだ今村さんが私どもに説明もして、栄泉興産にその都度できたものを売却してという状況でやってきたんだけど、一般会計の繰り入れとそれから道路整備、下水道整備で借り入れた金額、今ちょっと私も急に質問したんで調べてなかったけど、償還をする額は大体どのくらいぐらい残っているわけ。

○委員長（清水章一委員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 基本的な考え方ですけれども、今武藤委員さんが言われるように、当初は100億円ちょっとぐらいの予算規模で始めて、これならば十分整備できるなということにしておりました。しかし、年数がたつごとに期間も延びまして、概算200億円ぐらいかかっていると思います。じゃ、その増えた分はどこが負担したかということ、ほぼ市のほうで負担したと、それが借金を余計にしたということになっています。約60億円ぐらいじゃなかったかと、数字はもうはっきりしませんが、それにかなり余計に借りたという経緯がございまして、この分は借りたけども、後から売却資金で返せるなということも思いながら借り込んでおります。今そのために経常収支比率が高うございますので、清算が終われば、その辺の清算をまずすべきだろうと。当初の起債が確かに30億円だったと思いますので、それに近づけるためには、償還のほうに回すべきだというふうに考えておまして、この基金を有効に使うことによって、さらに清算をやっているんだというような考え方で我々は今執行しているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に入ります。

46ページ、47ページの19款の繰越金に入ります。1項繰越金、1目について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 48ページ、49ページに入ります。

20款諸収入について、延滞金について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2項市預金利子について1目、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3項貸付金元利収入について質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 中小企業の預託金として5,000万円を各銀行に預託をしているわけですね。これがですね、使用状況、事務報告を見ますと、大体年間27件ぐらいなんですよ。預託した金額の3倍を最低ぐらいは活用してほしいというのが行政の考えだったんですが、先日も一般質問させていただきましたが、この預託を逆に一般市民、全くこの事業者でない、労働組合とか組合の労働金庫が使用できない部分に、この預託金を質問をしましたが、ある一定労働金庫1,000万円、中小企業融資に5,000万円ですが、これを少し変更をして一般市民の貸し付けは考えられんかどうかということですよ。この辺はいかがでしょうか。

○委員長（清水章一委員） だれですか。

福祉課長。

○福祉課長（宮原 仁） この九州労働金庫預託金ということで一般質問でも市長が述べましたように、1,000万円を預託して、それで太宰府市内に居住、太宰府市内に居住する労働者に対します金融の円滑化を図るためにそういった金庫に預託しているという趣旨でございます。それで、毎年1,000万円して1,000万円が返ってきているというふうな状況でございます。かなり太宰府市内におきましても、そういった労働者の借りてあるのがですね、結構多ございます、件数的にですね、これを上回っているという状況ですけども、そういったことで今武藤委員が言われています企業以外の方、市民の方ということで預託したらどうかということも言われておりましたけども、市長がお答えしましたようにですね、今後のですね、そういった一般銀行ですか、そちらのほうをできるのかどうかという状況もですね、研究といたしますか、調査といたしますか、そういったものをしていきたいというふうには考えております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから、この前私のほうも労働金庫に行ったんですね。ところが、組合に入っていないというのは、もう労働金庫一切、労働金庫の早う言えば組合員であるとかね、職員は当然労働金庫を利用できるんですが、中小企業で働く、組合もない商店のいろんな太宰府市にはいろんな商店がありますが、そこで働く人たちは組合もないから、そして事業主は中小企業の融資は受けられるけど、そこで働く従業員たちがお金を借りるといったって、なかなか借りれないという問題があるんです。だから、この預託金の5,000万円も、ある一定全額今預託して毎年返してきて、またお願いをするという、帳面上の繰り返しだけだと思うんだけど、これを地元で働く商店の従業員だとか労働組合に入っていない人たちの貸し付けを内部検討してみてね、保証人も含めて借りられる制度が全国もういろんな形でありますから、検討することだったけど、原資はここを有効活用したらどうかと私が今質問しているところです。検討したいということですから、内部検討してみてください。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に入ります。

20款、同じく諸収入の4項雑入について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 21款市債、1項市債の1目について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2目、3目、4目、5目について質疑はありませんか。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） ちょっと関連でお伺いをしたいんですが、よろしいでしょうか。

○委員長（清水章一委員） どうぞ。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 災害対策事業債のふくおかコミュニティ無線整備事業債のところに関連してお伺いをしたいんですが、当初の説明と、それからこれが整備されてからの考え方と、先日の代表質問等での市長の回答と、一貫性がないように感じております。市長の回答はいいんですが、途中でこれ整備されたときと整備される前の話が違っておった。我々がこれを委員会で認めたときの回答と、それが各区長さんにおいて区長さんから聞く話とが、もう全然違っておったということなんですよ。これ非常に難しい問題を抱えていると。先日の市長の回答どおり、今後一貫して進めていかれるのかどうか、というのは、災害時以外にも使用するということでしたよね、市長の回答は。それで、区長さんから聞いた話では、災害以外には使用したらいかんというふうに市から言われたということですと来りました。

我々は使っていいということで認めた。しかし、区長さんから聞く話は使ったらいかんということで。うちの区長が聞き間違えたということですか。しかしながら、一番当初は全世帯に伝わるようにしますというのが約束、しかし今は伝わってない、聞こえない部分が幾らでもあるというのが現状。しかしながら、これは私は自分の区のことしか余り詳しくありませんから、余りしょっちゅう使ってもらおうとするさいという声もあると、だからボリュームも落とさざるを得んと、落とせば聞こえないと、非常にこれはねえ、難しい問題を抱えとるんですよ。だから、今先ほど市長の一般質問の回答のように、いろんな催し物とか、そういうときに使うべきなのかどうなのか。そうすると災害時のときにボリュームが下がって、本当に聞こえるか聞こえないかという問題もね、あるもんですから、今日はもう一遍ね、これ理想的な形になるように検討してほしいということを申し上げようと思っております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（大藪勝一） 太宰府コミュニティ無線につきましては、災害の後に設置したということで、非常時の災害時でのサイレン等の吹鳴関係の部分、それから地域のコミュニティ無線としての活用ということで設置している部分でございます。先ほど福廣委員さんがおっしゃいました地元のほうに地域のコミュニティとしては使わないようにというふうな話があったようにお聞きしておりますけども、それにつきましては市のほうでそういったことを言ったことはないと思います。

それから、現実的になかなか聞こえづらいというふうな地域もあるようでございます。そういった面も含めまして、今回子機の増設、そういった部分で対応していきたいということで考えているところでございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 毎年51ページにですね、今年も7億円の史跡地の買い上げ、また全国的にも買い上げができないところの配分が太宰府市に回ってくるんじゃないかということで、この問題については事前に説明をいただくということになりましたが、この買い上げた土地が公

有地、太宰府市の土地として登記がなされるわけですよ。ところが、この18ページをあけていただくと、国有資産等所在市町村交付金というのは40万6,000円なんです。史跡地を毎年買い上げる、その中に田があったり宅地があったり家屋もあってですね、この問題について当然扱うこともできない国有財産、文化財保護をするという状況の中で、名目上が市の土地であると、現実には国の管轄下にあると、国有資産としては40万6,000円しかない。だから、もう少し国に対してですね、維持管理費なんていうのは平米当たり大体50円ぐらい出るとという話なんだけど、そんな金額も出てないし、もう少し働きかけていただいて、毎年買い上げ、しかも市長の施政方針にもありましたように、大体元利保証されて返ってきている優良債だと、買い上げた部分については国がですね、99.5%は現金で返してくれていますが、問題は維持管理していく、固定資産税も減っている問題、何度も申しわけないですが、国有財産でありながら登記上は太宰府市の財産、だからもう少し国有資産等所在市町村交付金として引き上げてもらうとかね、そういう努力ができないのかどうか、そういう内容をちょっと説明いただきたいと思うんですが。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） これは太宰府市固有の、特有の問題でございまして、普通交付税では算入されない、市有地になっておりますから、そうでございます。それで、太宰府市としましては特別交付税で折々陳情をしております。前日も言いましたように学校が多い、神社、仏閣が多い、史跡地が多いということで固定資産税が入らないということで、国も何らかの支援をしてほしいということで陳情いたしております。市長が東京に行ったときには、関係省庁に行ってお話をされておりますし、今年度も福岡県を通じて要望しております。つい先日でございますけれども、特別交付税が2億1,600万円ほど内示がありました。予算に比べますと7,000万円から8,000万円ぐらい増えるということで、これは去年の秋、日中韓の九国博で首脳会議がございましたのも加味されているというふうには思いますけれども、そういうふうな陳情もあって、多少特交が増えているのではないかというふうにも感じております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、国有資産の交付金の基準がね、ちょっと私も国有資産という形で国の部分、以前は国鉄の路線があれば、これはもう国有資産という状況になっただけ、今JRになって、税の免除になってますしね、太宰府市には国有財産少ない関係で、ある一定こんな金額になっていると思うんですよ。だから、国有資産交付金の要綱的にね、早う言えばちょっと私もそれ調べてみなきゃいけません、これだけの毎年史跡の買い上げがね、現実には国有財産じゃないかと、国の管轄下にあるじゃないかと、ね、毎年7億円から8億円買い上げよるじゃないかと、固定資産税は減りよるけど、交付税措置しとるというけど、この国有資産交付金要綱の中に国が管理する土地ね、国の財産が名義上は太宰府市になっているけど、太宰府市ができない問題を内部検討ができるかどうか。史跡地の管理費だけでも、古都保存協会に2,000万円近く出して管理していただいているけど、交付税措置、特別措置しとりますとい

うけど、分析するときれいに消えてしまうんですね。だから、ちょっとそこの内部をね、国有資産として何らかの形で国に対応できないかどうか、ちょっと検討していただけないかなという事です。

○委員長（清水章一委員） 市長。

○市長（井上保廣） この特別地方交付税あるいは国有資産等があるかないか等によって算定される結果が違ってくるといふようなこと、私どもも文化庁でありますとか、あるいは関係省庁に太宰府市特有の今資産といいたいまいしょうか、歴史遺産を購入し、そして今武藤委員がご指摘のように、結果的に国の全体の財産であるといふような形の中で、特別交付税の中にもその算入の陳情もしておりますけれども、もろにこういった形、あるいは九博もそうでございます、何らかの形で定期的といいたいまいしょうかね、基準の中に入るような形での要望といいたいまいしょうか、この可能性等についても研究したいなど。幸い私は全国の全市協といいたいまいすけども、今副会長をしておりますので、文化庁とは即で行けるような形になっておりますので、太宰府市の実情等をもろに訴えていきたいというふうに思っております。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

大田委員。

○委員（大田勝義委員） 1ページ戻りますけどね、49ページの佐野土地区画整理事業の清算金ですけれども、これは今どのような状態で推移しているかお尋ねしたいんですが。どなたか。

○委員長（清水章一委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（神原 稔） 清算金は昨年度より清算始まりまして、5年間を充てて清算金の徴収を上げております。5年間ということで分割という方もいらっしゃいましたが、前納される方等おりますので、5年ですべて清算金の業務は終わるのではないかと考えております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで歳入の審査を終わります。

次に、9ページおあげください。

第2表債務負担行為について、9ページいいですか、第2表債務負担行為について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 10ページに行きます。

第3表地方債について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に、224ページをおあげください。

224ページ、225ページの給与費明細書について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 次進みます。

226ページから238ページまで、各調書について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) それでは、再度戻りまして、歳入歳出全般について質疑はありませんか。

福廣委員。

○委員(福廣和美委員) 先ほどの環境課長の回答の件で質問しますが、これは定期点検は毎年、年に1回はしよるわけ。

○委員長(清水章一委員) 環境課長。

○環境課長(蜷川二三雄) 毎年の営繕工事をする中で、全部を見ながらその状況を把握するという形にしておりますので、全体をそういう形で見ております。

○委員長(清水章一委員) 福廣委員。

○委員(福廣和美委員) それは定期点検やろう。営繕工事じゃなくて定期点検の中で悪いところがあれば直すのが営繕工事じゃろう。違うと。まあいいわ、それはいいんやけど、それであそこはもう十何年かたちますよね、10年かな、16年。

○委員長(清水章一委員) 環境課長。

○環境課長(蜷川二三雄) 18年です。

○委員長(清水章一委員) 福廣委員。

○委員(福廣和美委員) それで、先ほど言った工事はプラントメーカーに発注になるわけ、それとも各メーカーに対する発注。

○委員長(清水章一委員) 環境課長。

○環境課長(蜷川二三雄) プラントメーカーになります。

○委員長(清水章一委員) 福廣委員。

○委員(福廣和美委員) それで、これはもう永続的にプラントメーカーに発注せないかんと。それとも、各ベルトコンベヤーはベルトコンベヤー、それから破碎機は破碎機、各メーカーがありますが、そのメーカーと直にはもう半永久的にできんわけ。

○委員長(清水章一委員) 環境課長。

○環境課長(蜷川二三雄) このプラントにつきましては、プラントメーカーとそれを保守する会社と分かれておりますが、いわゆる部品を違うものを使うことによってふぐあいが出たりですね、することも考えられまして、長もちさせるという観点から随意契約でさせていただいておるといふ状況でございます。

○委員長(清水章一委員) 福廣委員。

○委員(福廣和美委員) そんなこと言ってなかろうが、だれも。随意契約でいいわけたい。だから、そのメーカーに直接部品の交換はプラントメーカー、保全、そういうところを通さずに、

そこの了解のもとに直接すれば安くつくでしょうが、そりゃ当然でしょうが、1社抜けるんやから。そういうことができないのかと言った。できると思うけどな。

○委員長（清水章一委員） 後藤委員。

○委員（後藤邦晴委員） 今言われよる意見ですけど、やっぱりプラントメーカーは通さないかと私は思います。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 通すんでしょ。

○委員長（清水章一委員） 後藤委員。

○委員（後藤邦晴委員） いや、通すけど、プラントメーカーが全体の動きを見るわけですよ。一つ一つの部品の動きを見るわけじゃないんです。全体の動きを見て、油圧装置からすべてを見て、その中で何が悪いと言え、やはりプラントメーカーの業者がおりますので。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） あのですね、僕はすべてをプラントメーカーを通さずにやれと言っているわけじゃないんですよ。プラントメーカーを通して各メーカーと直にできるものは、部品交換についてはやってもいいのじゃないかと、プラントメーカーの了解のもとに、それは可能と思います。いや、自分も経験がありますので、プラントは幾らでも中でやりましたので、直接やったほうがいい部分もあるんですよ。

○委員長（清水章一委員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 理解しております。私たちも1次、2次、3次と通しますと、やはり高つくということ、あるいはただ直接2次、3次まで頼むと、全体的が見えないという部分もあります。そこはできる部分とできない部分がありますので、そういう目でしろというふうなことを指導しておりますので、再度点検しながら、できるものがないかどうか考えながら実行していきたいと思えます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 230ページの発言許可をお願いしたんですが。

○委員長（清水章一委員） どうぞ。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 230ページにですね、59番から今年度債務負担行為の委託が出てくるわけですね。この債務負担行為というのも、以前も何回も質問していますが、債務負担行為というのは、はっきり言って隠れた借金なんですよ。それと同時に3年にわたって業者が委託を受けるわけですけど、今まで最後のを見ますと118項目の債務負担行為があって、今年度の契約をするのが平成24年まで、それから平成23年とありますが、やはり見ておましてね、どういふふうな債務負担行為をするのにもやっぱりいろんな業者に参加をさせて委託料の減額を図るかをですね、内部的に見直していただきたいと思うんですが、やはり専門的などうしても随契せざるを得ないところもあるかもしれませんけど、やはりこの債務負担行為の見直しによって市

の財源の安定化にもつながりますので、その辺を内部検討してですね、今これだけ不況の中でこういう事業についてインターネット上で全国に呼びかければ、いろんな業者が参加してくれると思うんですよ。それによって委託料もそういう設計とかいろんな部分も安くなると思いますので、この辺の検討も行政でやっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 今言われたことは基本でございますので、常に我々もそういう気持ちでやっておりますし、今後ご指摘がありましたので、さらにそういう検討を進めていきたいと思っております。

○委員長（清水章一委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 119ページなんですけども、保育所の委託料に関連してなんですけど、先日2月にですね、保護者会向けに委託先の業者が市の主催の説明会で説明をされて、そのときにですね、市と契約を交わした仕様書にない内容、つまり延長保育ですとか、あるいは休日保育を行いますというような内容で保護者に説明をされた。当然保護者としては非常にそれはもう歓迎されるわけなんですけど、それはもう現実的に契約違反になりますからできないわけなんですけど、そういった説明をされたというのは事実でしょうか。

○委員長（清水章一委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（花田正信） 今、渡邊委員が言われたように、説明はされました。みらいとしてはこのような保育をしたいという熱意ですかね、そういった思いで説明をされた内容でございまして、今後今言われた延長保育とかですね、そういったものについては、市のほうと当然協議しながら、市の許可を得てですね、今後するということになっていきます。

○委員長（清水章一委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） しかしですね、みらいさんのほうは、もう明らかに延長保育を4月1日からやりますと、しかも休日保育もやりますというふうにおっしゃって、その日欠席された保護者に対して市は子育て支援課付で文書まで送ってありますよね、こういうふうにやりますと。そうすると、やっぱり保護者のほうとしては、4月になれば延長保育はやってくれる、休日保育はやってくれる、そして私一般質問でも言いましたけども、職員の派遣については4人の先生たちが1年間も張りついて引き継ぎをやってくださるというふうには、今保護者会がそういう認識なんですよね。しかし、やはりこの間部長の答弁にもあったように、これは保育業務をやることは労働者派遣法にやはり抵触をするだろうと、保育業務にかかわればですね、これは労働者派遣法に抵触しますから、1年間保育業務にかかわらず事務引き継ぎだけやるのはいかがなものかという多分ご意見も執行部であったと思います。したがって、前回の予算特別委員会の中で副市長の答弁は、引き継ぎが終わり次第、職員は引き揚げさせようと思うというような内容に変更してしまいましたが、組合に対しては3カ月で職員は引き揚げますというふうな内容の話をされているというふうには私は聞いております。したがって、保護者会向けと、議会向けと、それから組合向けで、その説明が二転三転しているんですね。でも、4月1日からの民

間委託ですから、あと半月しかないわけですよ。一番問題なのは、やっぱり保護者会ですね、今保護者会はさっき言った状況で民間委託が行われるというふうに思っているわけですから、これが現実には4月1日からは延長保育も休日保育もできないと、それから先生たちについては、今まだ労働組合と交渉してあって、まだ今日も交渉されるみたいで、まだそれがまとまってないみたいですから、その方たちがどういうふうな状況で引き継ぎをされるかも保護者のほうにはまだ見えてこない状況なので、とても私は4月1日の民間委託には非常にぎりぎりというか難しい状況だと思うんですが、本当に4月1日までにこれで保護者会を納得させた上でですね、関係団体の合意がとれますでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 4月1日が間近になっておりまして、最終的には組合との合意に向けて最大限努力をしたいというふうに考えていますし、組合のほうも合意に向けて話したり協議をしていこうというお互いの立場で今交渉をいたしております。いろいろその関係で諸問題が若干違ってくるというふうな状況もありますので、それはやはり3月31日までに保護者会のほうにもきちんと説明をするし、組合のほうにも十分合意に向かって最大限の努力をしていきたいと、そういうふうに考え、4月1日からはスムーズにいくように努力をしてみたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） しかし、保護者の方は当然保育所ですから、皆さん働いてあるわけですよ。したがって、その半月の間に委託の条件というのがやはりかなり変わっているところがありますから、まず最初にその組合とどういうふうな派遣の形にするかという合意をまとめた上で保護者会のほうには説明しなきゃいけないわけで、保護者会のほうとしてはさっき言った休日保育とか延長保育の部分もしばらくはお預けというか、要するに契約し直さなきゃいけなくなるわけだから、そういった問題も出てきてですね、本当にそれがあと半月でですね、解決をして、保護者もしかかも感情的な部分も当然出てこられるでしょうから、本当に4月1日にこれ間に合いますか。

○委員長（清水章一委員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 4月1日に我々はやるという実行者ですから、やれるような形で持っていきたいと、そういうふうに考えています。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） 232ページの中学校教育用電算機賃借料ですけど、1億3,400万円ほどあるんですが、一般的に考えてですよ、一般的に、今通常のですね、スタンダードな機能のパソコンは1台5万円ぐらいであるわけですよ、例えて言えば、そこの控室のもう数十倍の機能のあるものが。仮にそれが一教室ですね、電算室というか電算教室ですね、40人、40台あれば十分だと思いますから、大体ソフト込みで7万円、この中学生の教材ということで、恐らく何かそういう支援ソフトがあるんですけど、そんなの入れてもですよ、それで280万円でしょう、

で4校で、計算したら1,120万円、これ見たら11倍ぐらいになるわけですね。もしインストラクターが生徒一人一人について3年間教えるというんだったら、こういうふうになるかもしれないけど、機器だけだったら、やっぱり余りにも高いという感じはある。庁舎のですね、システムとかというのは、こりゃもう最初インハウスの時点から、何というかシステムというから、全部人質にとられたような状況で簡単にかえられたり切ったりできんのはわかります。だけど、教育分野はそんなことはないと思う。だけん、これはぜひですね、また学校の先生って結構パソコン、コンピューター詳しい方ようけおられましてですね、その辺とも話し合っ、もっとたたくようにお願いします。

以上。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 238ページにですね、借金を返さなきゃならない、今年は当然説明がありましたように、今年は市長の施政方針で普通債についてはこういう状況で、繰上償還、そういうものもやりたいというのがありますが、一番下のほうに国がお金が足りないから地方に借金してくれと言ったのが臨時財政対策債と減税補てん債なんですよ。ところが、47億179万6,000円が前年あったと、減税補てん債が21億788万2,000円で、今年度2億7,538万7,000円を返すと。減税補てん債も2億2,914万9,000円返済をするということなんです。国が約束した交付税措置するという部分が、こんなに5億円も借金を返すんだけどね、交付税との関係で、また借金しなさいと、この繰り返しで、ここが全然まだ臨時財政対策債が約56億3,000万円残っているし、減税補てん債がこういう状況で残っていますが、幾ら交付税措置されてもね、繰り返しですけど、ここはどういうふうにあなた方見えていますか。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 今ご指摘の臨時財政対策債については、普通交付税が国の国税五税の何%と決まっております。国も厳しいということで一時立てかえをして交付税に充てるということで、これは実質的な交付税というふうに考えていただければいいと思いますが、これについては100%措置がございますので、とりあえず市町村では一回借金で立てかえをして、後で交付税で加算されるということでございますので、全く交付税とかわらないというふうにご理解いただければというふうに思います。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） ところが、その交付税というのが毎年そげんに増えてないやないねえ。国が言うように交付税措置しますというから、私もそりゃ信じているよ。ところが、今あなた方が今説明あったように、交付税措置のところの24ページ。24ページで見ると前年と変わらないと。24ページの地方交付税で28億8,095万7,000円、前年は28億5,487万8,000円で、はっきり言って前年と変わらない、ただ今年だけは特別に不況対策という形で交付税措置がこの2,607万9,000円増えただけだと。ただし、ここで言うような借金だけは地方自治体に押しつけて、5億円も返済させられとると。交付税措置しとるというけど、ここの中にはないんですよ。

ね。だから、国はもうちょっと地方自治体に借金ばかり押しつけてね、することがちょっとえげつない。私はそう思うけど、あなたたちは思わんね。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 一番いいのは、交付税の制度自体を見直していただくのが一番いいというふうには思います。地域分権というか、地域主権になるように、権限と財源を移譲していただくのがいいと私も思っております。国の仕事が4で地方の仕事が6、それに対して財源は逆転しておりますので、まずはそれに見合う基金が増えたらということが私どもの理想でございます。

したがいまして、今の制度では仕方がないことでございますけども、今おっしゃいましたこの立てかえの分については、毎年度毎年度の金額がそれに反映されておるということでございますので、一気に去年借金したものが100%一気に交付税として返ってくるわけではございませんし、交付税については借金があるやつと、もう既に償還してなくなるのもございますので、プラス・マイナスすると若干の伸びだというふうにご理解いただければと思います。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） それでは、以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 議案第27号「平成21年度太宰府市一般会計予算について」反対の立場で討論いたします。

まず、お忙しい中で審査資料への対応をしていただきましたことをお礼申し上げます。

平成21年度の予算は182億8,562万9,000円となっており、前年よりも0.5%増の内容です。アメリカ発の金融危機の勃発で、世界規模の不況が襲う中で、政府の緊急経済対策の各交付金を活用した事業なども含まれています。しかし、三位一体の改革以降、地方への交付税は削減する基本方針は維持されたままで、自治体に借金を押しつけ、福祉や教育に対する補助金の削減の結果、市民負担が強まっています。平成21年の予算執行に当たっては、先日会派代表質問でも妊婦健診の14回の問題を取り上げました。国の財源措置を活用してこれまでの5回から10回に引き上げたことなど、市民福祉の分野で財政状況も厳しい中で前進されていることは認めます。しかし、歳出の一部にこれまで再々にわたって廃止を要求してきた解放運動団体への補助金、扶助費などが継続されようとしており、認めることはできませんので、委員会採決に当たって反対討論といたします。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

村山委員。

○委員（村山弘行委員） 賛成討論をいたしますが、本来は現状ではなかなか賛成できないような

部分があります。それは先ほど渡邊委員も言われました保育業務委託料の部分がありますが、しかしながら市民生活に直結する予算でございますので、これは一部の問題はあったとしても賛成をせざるをできないというふうに思いますが、先ほど副市長のお答えの中でも、今から今日が16日でありますから、保護者会への説明も委託する団体との契約の仕様書以上のことを答弁では熱意と言われましたが、熱意というものは言うべきじゃなくて、仕様書のままと保護者には説明しないと、あらぬ期待をかけてしまう。したがって、仕様書のとおりを説明すべきであって、そういう熱意の部分は、それは今後市と契約の中でしていく部分である。そういう意味では、そういう期待を訂正をしなきゃいかん、あるいは労使が今日まだ対立しているというか合意に至っていない。今後とも誠心誠意労使ともに合意へ向けて努力をされると、こういう答弁がありました。そういう意味では労使なり、あるいは関係機関への誠意ある説明、あるいは誤解を解く、そういう努力をされるということで期待をしますし、仮に合意ができなかった場合については、これは合意を無視してスタートされるということはなかろうと、こういう期待もしております。したがって、労使あるいは関係団体におかれましては、4月1日へ向けて鋭意誠意を持って交渉されるという前提で、そういうものを期待を込めて私は賛成をしたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 私も賛成の立場で討論します。内容としては、今村山委員と全く同じ内容ですが、本会議最終日19日までにあと2日しかありませんけども、この間にやはりいろんなご協議はされると思います。しかし、その協議内容によってですね、やはりまだ保護者会への説明が全く行われていないような状況もありますから、場合によっては本会議にこの予算執行に関しては三者関係団体との合意がとれるまでは執行をしないというような形での動議を今考えておりますけれども、それは19日までの推移を見させていただいた上で判断をしたいということで賛成討論といたします。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 同じ会派の藤井委員が反対討論をしておりますので、これに同意をさせていただきます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第27号「平成21年度太宰府市一般会計予算について」原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(大多数挙手)

○委員長(清水章一委員) 大多数挙手です。

したがって、議案第27号「平成21年度太宰府市一般会計予算について」は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

(原案可決 賛成17名、反対2名 午前11時11分)

○委員長(清水章一委員) 以上、本会議にて報告をいたします。

ここで11時25分まで休憩します。

休憩 午前11時11分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時25分

○委員長(清水章一委員) 休憩前に引き続いて会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第28号 平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について

○委員長(清水章一委員) 次に、日程第2、議案第28号「平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」を議題といたします。

お諮りします。

審査の都合上、歳出から進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 異議なしと認めます。

直ちに審査に入ります。

258ページをおあけください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、2目団体負担金について質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) 総体的な部分でお聞きしたいんですが、これだけ国民健康保険の加入者がですね、リストラ、そういうこの失業関係で、また高齢化してきているんですが、この歳入は逆に減ってますが、この加入状況は増加傾向にあるのか、それとも現状維持なのか。国保というのは全額加入者の負担で、国保税も次から次に減額されてきているんですが、国保加入世帯状況はどんな状況ですか。

○委員長(清水章一委員) 国保年金課長。

○国保年金課長(木村裕子) 被保険者数につきましては、平成20年4月末現在が1万7,508人、それから平成21年2月末現在が1万7,214人ということで、トータルでは300人の減となっております。この大きな要因は、やはり75歳に到達した段階で後期高齢者医療制度のほうに移行されるということで、累計で今まで400人程度が後期高齢者医療制度のほうに移行されております。

それで、社会保険からの移行につきましては、社会保険に加入した方が1,363人、これは国保の減になります。それから、社会保険から国保に加入してみえる方、社会保険をやめて国保に加入してみえた方が2月末現在で約1,389人ということで、この辺は若干社会保険から離脱をして国保に入られる方が若干増えているという状況であります。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、ちょうど退職者が60歳でね、65歳までの前期に該当しない部分、だから今後団塊世代で当然国民健康保険に入ってくる部分で窓口で任意継続を指導しているのか、任意継続も2年間が限度だと思うんだけど、今後増加傾向になるかどうかという見通しは立てておりますか。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 社会保険から国保に変えられる場合には、必ず国保以外の医療保険に加入できないかということを確認しております。ですから、家族の方にどなたか社会保険の被保険者がおられれば、その扶養に入ることをまず最優先して、その方のやはりこういった形が一番その方の利益になるかということ的前提に手続をしております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 1つはですね、任意継続のほうが最高額の62万円、国民健康保険だと支援だとかですね、こういう状況で62万円になるんだけど、社会保険で自分の会社が今まで見てもらって分よりも任意継続のほうが安いですよと、任意継続のほうが、来たときに計算をしてあげて、今のあなたの健康保険はこういう状況だけど、国民健康保険になったら納期が8期でね、こんな金額になって、滞納になると負担になりますよという指導をして、できるだけ社会保険から国保の異動については、窓口でやっぱり具体的に説明もしないと、国保に入ってくるとやはり納期が8期だとか、そういう状況で国民健康保険税も高くなりますからね、そういう指導ができていく体制かどうかというのもあわせて説明いただけませんか。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 任意継続については、必ず税務課のほうで税額を試算をしてですね、今から継続をしたほうがいいのか、国保に入って保険税を払って国保に入ったほうがいいのかというのは、税額の比較をしていただいております。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。

1 款総務費、2 項徴税费について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3 項運営協議会費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2款入ります。保険給付費、1項療養諸費、1目、2目、3目、4目、5目について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2款保険給付費、2項高額療養費、1目、2目、3目、4目について質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今高額医療の関係でですね、本当に3割負担分で100万円近くの治療をしたという場合について3割でですね、はっきり言ってもう30万円近くになると。それ以外に保険のきかないホテルコストと言われる部分もありますし、こういう状況の中で委任払い制度、もう直接ですね、だからなかなかお医者代というのは委任払いができるというのがわからないというのがこの加入者の状況なんです、医療機関も知らない場合もあるんですよね。だから、委任払い制度活用をですね、窓口でこういう委任払い制度、一挙に3割負担分が払えない場合は委任払い、こういうのがありますよというのは指導されているのかどうか、この辺どうでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 高額療養費につきましては、制度が徐々に改善されてきていると思います。まず、入院される場合には、事前に医療証をですね、限度額医療証を事前に窓口で交付することによって、毎月の入院料を自分の自己負担限度額以上に納めなくていいような仕組みが現在できておりますので、なるべくそういったものを活用していただいて、高額な医療費を立てかえなくていいようにですね、していただくように制度できております。

それと、それじゃない場合は貸付制度がございますので、高額医療費の該当分の9割を事前にこちらのほうに申請していただいてですね、病院のほうからそういった書類取り寄せていただいて、申請されることによってこちらから直接病院にお支払いをするという制度、貸付制度もございますので、その辺の仕組みを活用していただいて、なるべく本人の窓口負担が少ないようにしていただくようにしていますし、またこの辺も広報とかパンフレットの配布によって皆さんに十分わかっていただくように広報をより一層やっていきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、保険証6月までの有効期間で6月に納付していただいた方には健康保険証来るわけですが、そういう制度的なものもですね、高額療養になったときには貸付制度がありますよ、委任制度がありますよというのをですね、やはり知らせていっていただきたいなど。本当に病気で入院すると、私も今3カ所の病院行ってますけど、その交通費だとかですね、それからおむつ代とか、本当大変な金額がかかるんですよね。その上に高額療養の関係が出てきますので、医療費控除で1カ月に高額療養に該当すればいいけど、1年間、月に高額療養に該当しない金額が年間ではっきり言って30万円ぐらい来ても、税金上では10万円控除した後の20万円で、計算すると20万円はたった2万円しか還付の対象にならないということで

しょう。だから、そういう制度をよりよく市民に知らせることと、納税をやはりしていただくことをですね、どのように保険加入者に理解させるかをしていく必要があると思いますので、創意工夫をしていただけませんか。お願いしておきます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。

264ページ、265ページ、2款保険給付費、3項移送費、1目、2目について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2款4項1目出産育児一時金について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2款5項葬祭諸費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 266ページに入ります。

3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、1目、2目について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等の1目、2目について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 5款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、1目、2目について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 6款介護納付金、1項介護納付金、1目について質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 266ページですが、老人保健拠出金という形で老人保健法が前期と後期に変わりましたが、この老人保健関係については、大体何年、もう来年ぐらいでこの部分についての歳入歳出関係はなくなるのか、あと何年ぐらい続くのか報告いただきたいと思うんですが。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 老人保健制度が平成20年度に廃止されまして、3年間で清算することになっておりますので、平成22年度までで老人保健特別会計を一応終了ということになります。その後に仮に出てきた場合には、一般会計のほうで処理をするというふうに決められております。

- 委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（清水章一委員） 次に、介護納付金の1項介護納付金、1目について質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（清水章一委員） 268ページ、269ページです。  
7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目、2目、3目、4目、5目について質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（清水章一委員） 270ページ、保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1目について質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（清水章一委員） 8款に行きます。保健事業費、2項保健事業費、1目、2目について質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（清水章一委員） 272ページに行きます。  
9款基金積立金、1項基金積立金について質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（清水章一委員） 10款公債費について質疑。  
武藤委員。
- 委員（武藤哲志委員） この財政調整基金ですが、太宰府市はよその地方自治体と比べて基金の積み立てが物すごく少ないんですが、条例上の関係でね、どこの自治体も基金をたくさん積み立てているんですが、私も国民健康保険運営協議会の会長もさせていただいたことがあるんですけど、うちはこの基金をもう少し内容的に見直して行って積み立てていかないと、藤井委員がインフルエンザなんかの質問もしたこともあるんですけど、大量に医療費が必要になったときには、この基金が今のところ14万円ぐらいしかないでしょう。だから、もう少しね、やはり基金としてはほかの基金条例もどのくらい積み立てるといふのがあるんだけど、もう少し基金として国民健康保険の財政調整基金条例の見直しが必要じゃないかというふうに思うんですよ。だから、ほかの自治体では何億円も積み立てているところもあるんですよ。ところが、太宰府市はこれどういうわけか知らんけど基金が昔からないのね。その辺をちょっと内部検討をしていただけないかなと。副市長、あなたどげん考えるんね。
- 委員長（清水章一委員） 副市長。
- 副市長（平島鉄信） やはりインフルエンザの大流行、今言われているように新型インフルエンザ等々については、そこまでは無理でしょうけども、やはり普通の風邪が流行しますと、すぐ1億円、億の金が要ります。そのためにはそういう基金が必要でございますが、何せ今太宰府

市の国民健康保険の条例を、税を改正する前は、繰上充用という形でその日に食べるものがないような状態でございまして、そういうことに充てております。国民健康保険税を皆さんのご理解のもとに若干他市並みぐらいに引き上げておりますので、その辺の好転が少し見られるんじゃないかなと思いますので、できるだけそういう有事に備えて今後は積み立てを行いたいと、そのためには皆さん健康になっていただきたいなと思っています。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 課長さんが全くありませんと言ったが、本当全くない、14万8,051円しかない、こんな状況じゃいかんで、少なくとも目標額を決めてやらないと、国民健康保険の基金が14万8,051円なんて、ちょっとやっぱり異状ですよ。だから、この際近隣の基金の積立状況を調べてね、そしてやはり総予算のとか、医療費相当分の何%にするというこの基金条例の必ず何かするときには何%積み立てるとというのが条例上ありますから、それが守られているのかどうか。もうちょっと私も今条例わからないけど、今太宰府市の国民健康保険財政調整基金というのは何%積み立てるといって条例になっているのかどうか、ちょっとこれがわからないんですよ。ただ、財政的に黒字になったときとかね、それで積み立てるのかどうか、基金条例があるわけですから。

○委員長（清水章一委員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 国民健康保険の税が高いというお話を議会でもお話をされる場合がございます。そこを見込んで、積立額を見込んで引き上げるとなると、非常に負担がまた重くなるということでございますので、現在収支がやっとなりようになりました。そこで、今度は歳入を増やすんじゃなくて歳出を抑えると、その辺が一般会計からでも市長が常々言っていますように、病院に行かないでもいいような外出支援をしたりと、そういうところで一般会計のほうで応援をいたしているところでございます。それで、保険者として今度は保健センターですかね、保健師についても、会社は会社のほうで今回から保健指導するようになっています、メタボ対策といいましてね。私どもは特に国民健康保険とか一般にお勤めでない方について絞ってその健康対策をやっといこうと、そういう形で歳出を減らす、その効果が出れば、もちろんいざというときに備えが要りますので積み上げをしていきたいと。一時は1億円を超えとったときもあるんですね。しかし、なかなか値上げができないというようなところで、少しずつ取り崩してしてございまして、今現在の状況になっておりますので、それではいけないということで前年値上げをさせていただきましたので、今後は少しずつでも積み上げていきたいと、そういうふう考えております。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に入ります。

10款公債費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（清水章一委員） 11款諸支出金について質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（清水章一委員） 12款予備費について質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（清水章一委員） 以上で歳出の審査を終わります。  
次に、248ページの歳入に入ります。248ページをおあけください。  
歳入、1款1目、2目について質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（清水章一委員） 250ページ、251ページ、2款国庫支出金の1項国庫負担金、1目、2目、3目、質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（清水章一委員） 2項国庫補助金の1目、質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（清水章一委員） 3款療養給付費交付金について質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（清水章一委員） 4款前期高齢者交付金について質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（清水章一委員） 252ページに入ります。  
5款県支出金、県負担金について質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（清水章一委員） 2項県補助金について質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（清水章一委員） 6款に行きます。6款共同事業交付金について、1目、2目、質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（清水章一委員） 7款財産収入、1項財産運用収入、1目について質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（清水章一委員） 8款繰入金、1項一般会計繰入金について質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（清水章一委員） 9款繰越金、1項繰越金について質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（清水章一委員） 10款諸収入について質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（清水章一委員） 以上で歳入の審査を終わらして、244ページ、債務負担行為について

て質疑はありませんか。レセプト点検業務委託料です。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 次に、276ページをおあげください。

276ページ、277ページの給与費の明細書について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 次に、278ページ、279ページの債務負担行為関係の調書について質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) 今医療機関のレセプトが変わったんですね。今までは一枚一枚のこのレセプトがあって、国保審査会というか、社会保険の審査会を経て、それから出てきとったんですが、ここで債務負担行為で1,827万円計上されていますが、このレセプト点検の委託関係で医療機関が反対したんだけど認められてしまったと、全部インターネットでぼんとやるという状況になりますが、今度庁舎の4階でレセプトが適正な医療かどうか、過誤調整なんかもやっていますが、どういう仕組みになるのでしょうか。

○委員長(清水章一委員) 国保年金課長。

○国保年金課長(木村裕子) レセプトにつきましては、もう現在既に電子データで国保連合会のほうからいただきますので、現在は画面審査に移行しております。端末を3台設置いたしまして、現在もう既に紙ではなくて画面による審査に切りかえております。

○委員長(清水章一委員) 武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) そうすると、そこが個人情報の関係とかね、第三者に委託をしてやる部分については、相当厳しいね、基準を設けなきゃいけないと思うんですよ、医療状況ですからね。だから、そこはこういう形で債務負担行為を平成22年から平成24年という形で出していますが、そこは今までと違ってパソコンでやる、こういう国保があり、介護があり、後期高齢者がありますね、いろんな太宰府市にかかわる内容については、この債務負担行為の契約状況というのはぴしっと明確にされているかどうか、この辺は説明を受けておきたいと思うんですが。

○委員長(清水章一委員) 国保年金課長。

○国保年金課長(木村裕子) レセプトに関する個人情報は非常に重要な内容になってきますので、その辺は契約の中で個人情報の保護についてはきっちり定めておりますので、今後もしね、その辺は十分注意していきたいと思います。

○委員長(清水章一委員) ほかにございませんか。

藤井委員。

○委員(藤井雅之委員) 済みません、レセプトの点検の業務委託のところちょっとお伺いしたいのがですね、今一般の医療機関でもアウトソーシングといいますか、レセプトの請求業務そのものを直接外部の会社に幾つかいろいろありますけども、そういったところに委託して、そ

の委託している職員の方がレセプトを作成して、今武藤委員言われましたけども、国保連合会ですとか社会保険の支払基金のほうに上げるというふうな流れが往々にして多いというふうに聞いているんですけども、今後審査する国保連合会の側とかにもですね、そのレセプトの請求をした会社の方が派遣されてレセプト審査をしているというのが実態として言われているんですけども、その点の状況によってはその医療機関、幾つか会社がありますので、そのアウトソーシングの、ただ医療機関によっては、請求する側と審査する側の会社が一致してしまうという事は十分にもう起きているというふうに思うんですけども、その辺の中立性といいますかね、そういったところについては、きちんと国保連合会だけに絞っても結構ですけども、そういったところをきちんと協議されているのかどうか、その点だけお聞かせいただけませんか。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） うちの場合のレセプト点検の業者は、レセプトを作成する業務を請け負っているというふう聞いておりませんので、こちら側の医療保険者側ですね、審査をしている専門の業者と考えております。国保連合会については、かなりの人数のレセプト点検員の方の職員さんといいますか、正職の方がおられますから、ちょっと詳しくは存じ上げませんが、国保連合会も自前の職員さんでやっているというふう聞いておりますけども。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） それでは、歳入歳出全般について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第28号「平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって、議案第28号「平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時53分〉

○委員長（清水章一委員） 以上、本会議において報告します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第29号 平成21年度太宰府市老人保健特別会計予算について

○委員長（清水章一委員） 次に、日程第3、議案第29号「平成21年度太宰府市老人保健特別会計予算について」を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、歳出から進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 異議なしと認めます。

直ちに審査に入ります。

290ページをおあけください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2 款医療諸費について、1 目、2 目について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3 款公債費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 4 款諸支出金、1 項償還金、2 項繰出金について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 5 款予備費、1 項予備費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 以上で歳出の審査を終わります。

次に、286ページをおあけください。

286ページの歳入に入ります。

1 款支払基金交付金、1 項1 目、2 目について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2 款国庫支出金、1 目について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3 款、4 款、5 款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 288ページ、6 款諸収入、1 項、2 項、3 項について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 以上で歳入の審査を終わります。

次に、294ページ、295ページの給与費明細書について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） それでは、歳入歳出全般について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第29号「平成21年度太宰府市老人保健特別会計予算について」原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(清水章一委員) 全員挙手です。

したがって、議案第29号「平成21年度太宰府市老人保健特別会計予算について」は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時56分)

○委員長(清水章一委員) 以上、本会議において報告をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第30号 平成21年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について

○委員長(清水章一委員) 次に、日程第4、議案第30号「平成21年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、歳出から進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 異議なしと認めます。

直ちに審査に入ります。

306ページをおあけください。

306ページ、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目、2目について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 2項徴収費について、1目について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 2款諸支出金、1項償還金及び還付加算金の1目、2目について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 3款予備費について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（清水章一委員） 以上で歳出の審査を終わります。

次に、302ページをおあげください。

歳入に入ります。

1 款保険料、後期高齢者医療保険料、1 目、2 目について質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 後期高齢者医療の問題で、連合会で上に所得の高い人たちは保険料が安くなって、所得の低い人たちはそのまま据え置きになっているようですが、それと同時に国がですね、滞納者について悪質以外は保険証をですね、交付するという方針が発表されましたよね、今日の新聞にも載っていましたが、その辺で連合会の中でどういう経過があったのか、私ども連合会の内容を知りませんが、所得の少ない人たちはそのままの保険料、所得の高い人たちは保険料が少し安くなっているようですが、それと滞納した場合についてですね、無年金者と言われる年金のない方について、保険証の取り上げはよほど悪質じゃない限りには交付するという内容を連合会でどう論議されたかわかれば報告いただきたいと思うんですが。

○委員長（清水章一委員） 市長。

○市長（井上保廣） それぞれ法に基づいて行われておりますので、意見は意見として改善の意見は出ておりますけれども、最終的には所得に応じての減免あるいは課税された税額等によっての医療にかかる際における保険証の交付等々についても、子供あるいは学齢期、特に乳幼児をお持ちの方とか、それは国保ですけども、そういった高齢者の金銭的に低額の方々、救済等についても、それぞれの法に基づくものがありますので、特段私ども議員といたしましては、事務局提案に基づいて賛成をしておるというような状況で来ております。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次いいですか、入ります。

じゃ2 款1 項手数料についてよろしいですか。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3 款繰入金、1 項一般会計繰入金について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 4 款諸収入、1 項、2 項、3 項について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 5 款繰越金、1 項繰越金について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 以上で歳入の審査を終わります。

次に、310ページと311ページをおあげください。

給与費明細書について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) それでは、歳入歳出全般について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

藤井委員。

○委員(藤井雅之委員) 議案第30号「平成21年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」反対の立場で討論いたします。

同制度につきましては、発足した当初から差別医療と言われ、実施がされるにつれ、各地の医師会の幹部などからも廃止を求める声が上がリ、これまで同制度の廃止あるいは見直しを求める決議を上げた地方自治体は660を超えています。保険料の引き落としがされるたびに不服審査請求をされる件数が増加傾向にあることから、同制度廃止を求める声は大きいと思います。国会でも参議院で同制度の廃止法案が可決されており、廃止を求める立場から委員会採決に当たりまして反対を表明いたします。

○委員長(清水章一委員) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第30号「平成21年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(大多数挙手)

○委員長(清水章一委員) 大多数挙手です。

したがって、議案第30号「平成21年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午後0時02分〉

○委員長(清水章一委員) 以上、本会議にて報告をいたします。

ここで1時まで休憩をいたします。

休憩 午後0時02分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○委員長(清水章一委員) 引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第31号 平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について

○委員長(清水章一委員) 次に、日程第5、議案第31号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別

会計予算について」を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、歳出から進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 異議なしと認めます。

直ちに審査に入ります。

まず、保険事業勘定の歳出、332ページをおあげください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目、2 目について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 334ページ、1 款総務費、2 項徴収費について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 3 項介護認定審査会費、1 目、2 目について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 4 項趣旨普及費、5 項運営協議会費について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目、2 目、3 目、4 目、5 目、6 目、7 目、8 目、9 目、10 目、340ページまで、これに質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) まず、介護保険については、今行政で施設に現地調査に入ることができると思うんですが、そういう介護施設がたくさんありますが、介護施設に太宰府市で立ち入ったことがあるのかどうか、また年に何回か施設の立ち入りを行う予定があるのかを報告いただけませんか。

○委員長(清水章一委員) 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長(古野洋敏) 現地の実態調査につきましては、県と一緒に実施する実態調査、これが年、状況によっても違うんですけどね、二、三回程度、やはり県が把握した中で問題がある部分については一緒に立入調査しております。市といたしましても年間計画的にですね、事業所多いもんですから、大体5カ所から10カ所程度をですね、立入調査を毎年実施しとる状況です。

以上です。

○委員長(清水章一委員) ほかにございませんか。

福廣委員。

○委員(福廣和美委員) 介護、今言われた施設に入所したいけども入れない、まだ要するに待ちの状況、また所得の問題があって入所できない、そういった結果、どうしてもいろんな事情でやむを得なく在宅とする以外ないというような世帯がどれくらいあるかというのは、市のほうで把握のほうはできておりますか。

○委員長（清水章一委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 1点目の施設へのですね、入所を希望して入れないという実態はございます。特に特養なんかは50名程度待機してあるという状況もございます。また、低所得者用のホーム関係もですね、ホーム関係でもやはり月額10万円以上の支出が要ります。その中で低所得者用の今ホーム等も出ていますので、今後第4期介護保険事業計画の中でそこら辺も検討していきたいと思っております。

あと在宅の部分ですけど、実際的な数値はつかんでおりません。今後各地区と自治会、民生委員さん、福祉部と連携しながら、そこら辺で具体的に把握をしていきたいというふうを考えております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） じゃ、次に進みます。

340ページの2款保険給付費に入りますけど、よろしいですか。

2項介護予防サービス等諸費に入ります。1目、2目、3目、4目、5目、6目、7目、8目まで質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、介護サービスを受けたほうがいいのか、医療を受けたほうが得なのかというのが2点あるんですね。だから、入所したときに医療で後期高齢者が医療で治療を望んだほうがいいのか、それとも医療施設に入所して介護でしたほうがいいのかと、この二通りあるわけですが、今どちらが希望が多いですか、それはもう請求されてくるのは介護医療なのか介護サービスなのか、施設によっていろいろあると思うんですけどね、その辺はどういう状況なのかかわかれば教えていただけませんか。

○委員長（清水章一委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 今の問題が一番大きい問題だと思っております。現実的には介護の中での施設に入るか、やはり医療の中での治療に当たるかという部分については、やはりこちらとしては一定のアドバイスをしながら、家族でやはり本人の状況を考えた中で選択してもらうような形でアドバイスしている状況でございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） ところが、どうしてもやっぱり3カ月が限度みたいな形ですね、もう次から次に法律的にはわかりませんが、医療で入っておって、事故起こると大きな病院に移される、そうすると戻ってこればいいんですけど、なかなか戻ってこれるところがなく、別なところを探さなきゃならないというか、特に高齢者の方が病院、医療施設、介護施設、探すのは大変苦労されている状況ですよね。今、福廣委員も発言してましたけど、本当施設探しが大変

というか、こういう状況の中でのこのケアマネジャーあたり含めて医療機関との協議、行政窓口にもその相談もたくさんあると思うんですが、これにはどういうふうに対応されているのかも、今年どういうふうに行うかを報告いただきたいと思うんですが。

○委員長（清水章一委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 現実的に結構3カ月で退院というのは多い状況がございます。それで、相談もございます。その中でですね、基本的にやっぱりその状況だと思います。本人さんの状況、家族の状況を勘案をして、居宅介護ができる部分については一定の相談に応じて居宅介護という形の支援もしていきます。ただ、状況に応じてはですね、認知症が激しい、精神的疾患が激しいという部分についてはですね、それなりの医療機関での落ちつきといいますかね、一般的に言う薬の治療で落ちつくような形も必要だと思っております。今後そういう部分をですね、市としても医師会を含めてですね、ここで言う市、包括、医師会、関係機関との連携というのは言われていますので、よりそこら辺を深めていきながら、今のご指摘の部分については対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 関連です。今の状況、ちょっとわかりませんから聞きますけど、介護認定が2とか3とか段階がありますよね。それを過去3以下になったら、もう退院してもらわないかと、別の、病院から移動という、要するに病院に医療で入院をしますよね、そこで治療していけば、介護の部分が段階が下がる、そしたらもうその病院を出ないかんとというような状況というのは今でもやっぱりあるんですか。3以上とか4以上とか2以上とか、そういうのは把握ない。

○委員長（清水章一委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） そこら辺は今のところ私としては具体的に把握はしておりません。ただ、制約がきれいにある部分については、例えば特養なんかは要介護の高い人から優先するという形の中で、病院の中で介護、だから問題はですね、病院でも介護保険が適用できる病院と介護保険が適用できない病院というものがございます。だから、そこら辺もこちらはいろいろなアドバイスをしているところです。正式な医療であれば、これは医療保険です。病院の中でも介護を受けながら医療ができる、受けられる部分がございますので、状況的にはそういう形の中で分かれております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） それで、要するに治療をしていけば、治療が進めば、治っていけば、介護の認定も下がるわけよね。いや、言いよる意味がわからんかな。具体的に言うと、うちのおふくろは介護認定3から2になったおかげで病院から出てくれということでよそに移ったわけよ。だから、そういうことが今もあるのかどうかというのを聞きたいわけだ。

○委員長（清水章一委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 今のところそういう話はこちらのほうには相談に入ってきたこと  
ございません。ただ、介護の場合はですね、基本的に多いのは、認知症等の精神的疾患です。  
足腰が悪い場合は、これは医療ですから、だから一番多いのは精神的疾患という部分が一番多  
い状況です。その中で一般的に薬を応用することによって一定の落ちつきが出てくると。だか  
ら、何ていいますかね、心筋梗塞で倒れたというたら、それはもう根本的な医療の処置ですか  
ら、それでその後は退院一般的にされる場合と、その後退院されて居宅でできない場合につい  
ては介護保険が適用になってくるという部分です。ですから、あくまでも医療で当初という  
形で入院をしている間は医療です。その後の問題については、あくまでも医療機関の介護が兼  
務できる医療機関に入院されれば、介護保険の適用も受けられるという状況です。そこら辺は  
状況に応じて利用者に具体的に説明している状況です。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 介護保険が当初始まったときには、その介護の基準がたくさんありまし  
たよね。ところが、この基準が見直されてね、なかなか介護の度が物すごく下がってきたとい  
うのが現実のところなんですよね。もう認知症ははっきり言ってだれもが認知症になると。だ  
から、介護の基準から見ると低くなるというか。だから、自分で物を話したり物を食べること  
ができるよね、本当の介護認定というのは歩くことが不可能でも脳梗塞で右手で食事ができれ  
ばね、今まで4だったのが2になったりとか、本当に現実介護制度があって介護なしという状  
況が現実のところありましてね、私のほうももう本当介護なしに生活できないのが、認定した  
ら、本人がしっかりしているもんだから、大丈夫です、大丈夫ですと言うもんだからね、介護  
4がとうとう2になってしもうてね、若いケアマネジャーあたりが来ると、何かもう喜び勇ん  
でね、あんた足腰が立たんのがあんた立ってみたりね、そして終わった後は、またあんたそれ  
こそ抱えてせないかんというような状況。だから、現実そういう状況があつて、それで終わっ  
た後認定が出てきたら、もう介護2になって、週に3日来てもらっても1日当たり2時間とい  
うような形で、その不満が出てくるというかね。だから、もう少し介護認定については、ま  
た制度が変わって、もう認知症あたりもね、いろいろの部分、だからもう少しこの制度が充実  
できればいいけど、本当問題があるなあと。

それからもう一点、ちょっとさかのぼりますが、今まではこの介護認定審査会の事務局はず  
っと自治体回りをしていました、4市1町今度はどこが担当するんですか。まだ春日市のま  
までいくんですか。

○委員長（清水章一委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 今年から大野城市が当番になっております、平成21年度からです  
ね。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

- 委員（武藤哲志委員） 太宰府市はいつから。
- 委員長（清水章一委員） 高齢者支援課長。
- 高齢者支援課長（古野洋敏） 太宰府市は、あと3年後になりますね。4市1町で持ち回りでやっていますので、事務局はですね、そういう形になっていきます。
- 委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（清水章一委員） 2款の3項について質疑はありますか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（清水章一委員） 同じく4項高額介護サービス等費について質疑はありますか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（清水章一委員） 2款保険給付費の5項高額医療合算介護サービス等費について質疑はありますか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（清水章一委員） 2款6項について質疑はありますか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（清水章一委員） 3款に入ります。1項介護予防事業費について質疑はありますか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（清水章一委員） 348ページ、3款地域支援事業費に入ります。2項包括的支援事業・任意事業費について質疑はありますか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（清水章一委員） じゃ、次行きます。  
352ページ、4款公債費について質疑はありますか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（清水章一委員） 5款諸支出金、1項、2項について質疑はありますか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（清水章一委員） 6款基金積立金、1項について質疑はありますか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（清水章一委員） 7款予備費について質疑はありますか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（清水章一委員） 354ページ、355ページについて質疑はありますか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（清水章一委員） 以上で歳出の審査を終わります。  
次に、324ページに入ります。  
歳入、1款保険料、1項介護保険料について質疑はありますか。  
藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 済みません、第1号被保険者の保険料のところですけども、前年と比較すると本年度の予算額減額されていますけども、先日環境厚生常任委員会で審議した議案第20号の介護保険条例の一部改正で、これまでの6段階から8段階に引き上げられてですね、保険料が増える内容だったと思うんですけども、7段階、8段階等のところがですね、それが反映されると、普通はここ増えるんじゃないかなというふうに思うんですけども、それについてどういうことになっているのでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 保険料については、条例改正で改正するようにしております。この部分はですね、その改正案の法改正の3%アップがですね、1月もう中旬以降ぐらいできれいに決まりましたので、当初については値上げをしないという形で予算を計上しておりました。その後正式に法改正があって、その中で改正しなくて赤字にならないか試算したところ、約5億円から9億円赤字になるという形になりましたので改正しております。この予算額につきましては、法改正の前の当初の部分で計上しておりましたので、現時点でいくとこれは予測で約7億円程度になりますので、その段階で補正をさせていただきたいというふうに考えております。ちょっと法改正が遅れましたので、そういう形で計上は当初の予算で計上している状況です。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2款国庫支出金に行きます。1項、2項について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3款支払基金交付金、1項支払基金交付金について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 326ページ、4款県支出金に入ります。1項県負担金、2項県補助金について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 5款財産収入について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 6款繰入金、1項、2項について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3項について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 7款の繰越金に入ります。1項繰越金、質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 8款諸収入、1項、2項、3項の雑入まで質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 以上で歳入の審査を終わります。

次に、356ページ、357ページをおあけください。

給与費の明細書についてですが、質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 次に、済みません、戻ります、320ページあけてください。済みません、320ページ、第3表債務負担行為、これについて質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 済みません、もとに戻ります。356ページ、357ページ終わりました、358ページから360ページまでの調書について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 次に、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算事項別明細書の364ページからの歳入及び336ページからの歳出について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) それでは、歳入歳出全般について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

藤井委員。

○委員(藤井雅之委員) 議案第31号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」反対の立場で討論いたします。

先日の環境厚生常任委員会において審議した議案第20号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」で、介護保険料の段階がこれまでの6段階から8段階に改正され、引き上げが行われる方がおられます。今回の歳入においては、第1号被保険者の保険料収入は前年よりもマイナスで組まれていますが、先ほどの答弁でもありましたが、今後負担増になった保険料は補正予算での対応がされる見込みであり、議案第20号について反対している立場から、関連ある議案第31号についても同様に反対することを委員会採決に当たって表明いたします。

以上です。

○委員長(清水章一委員) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第31号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(大多数挙手)

○委員長(清水章一委員) 大多数です。大多数挙手です。

したがって、議案第31号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成17名、反対2名 午後1時21分)

○委員長(清水章一委員) 以上、本会議において報告をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第32号 平成21年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

○委員長(清水章一委員) 次に、日程第6、議案第32号「平成21年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、歳出から進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 異議なしと認めます。

直ちに審査に入ります。

378ページ、379ページをおあけください。

1款総務費、1項について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 2款公債費、1項公債費について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 3款基金積立金、1項基金積立金について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 以上で歳出の審査を終わります。

次に、374ページをおあけください。

歳入に入ります。

1款県支出金、1項県補助金について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 2款、3款、4款、5款について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 以上で歳入の審査を終わります。

380ページをおあけください。

380ページの調書について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) それでは、歳入歳出全般について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第32号「平成21年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(清水章一委員) 全員挙手です。

したがって、議案第32号「平成21年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時23分)

○委員長(清水章一委員) 以上、本会議において報告をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議案第33号 平成21年度太宰府市水道事業会計予算について

○委員長(清水章一委員) 次に、日程第7、議案第33号「平成21年度太宰府市水道事業会計予算について」を議題といたします。

1ページ及び2ページについて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 次に、4ページ、5ページ、6ページ、7ページ、8ページ、9ページまでの収益的収入及び支出について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 次に、10ページ、11ページ、12ページまでの資本的収入及び支出について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 次に、13ページから22ページまで質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第33号「平成21年度太宰府市水道事業会計予算について」原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって、議案第33号「平成21年度太宰府市水道事業会計予算について」は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時25分〉

○委員長（清水章一委員） 以上、本会議において報告をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第34号 平成21年度太宰府市下水道事業会計予算について

○委員長（清水章一委員） 次に、日程第8、議案第34号「平成21年度太宰府市下水道事業会計予算について」を議題といたします。

1 ページ及び2 ページについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に、4 ページ、5 ページ、6 ページ、7 ページまでの収益的収入及び支出について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に、8 ページ、9 ページ、10 ページ、11 ページまでの資本的収入及び支出について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に、12 ページから21 ページまで質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第34号「平成21年度太宰府市下水道事業会計予算について」原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって、議案第34号「平成21年度太宰府市下水道事業会計予算について」は、原案のと

おり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時27分〉

○委員長（清水章一委員） 以上、本会議において報告をいたします。

これで予算特別委員会に付託されました案件の審査はすべて終了しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（清水章一委員） ここでお諮りをいたします。

本委員会における審査内容と結果の報告につきましては委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） ご異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告につきましては委員長に一任することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（清水章一委員） これをもちまして予算特別委員会を閉会します。

閉会 午後1時27分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成21年3月31日

太宰府市予算特別委員会委員長 清 水 章 一